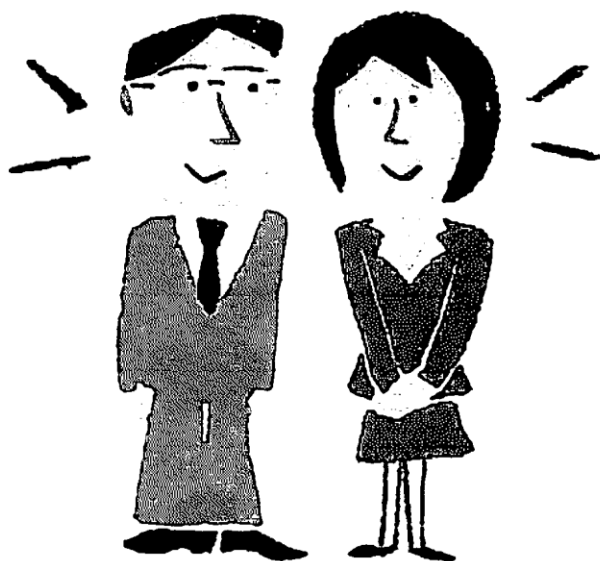


行政措置要求・労働者の申告の手引き

－2011年改定版－



埼教組いのちと健康対策委員会

はじめに

ここ数年休職者の中で精神的疾患が増加の傾向を示しており、埼教組では「いのちと健康をまもる対策委員会」を3年前に設置して、白書、Q & Aを作成しその対策に向けて取り組んできました。その中で、運動の一環として埼玉県人事委員会への措置要求、監督権者への労働者の申告等を提起してきました。しかし、その内容や取り組みの仕方など日常的に行わないためにむづかしい等の声もあり、今回その記入の仕方や取り組み方などをまとめましたので、参考にして下さい。

「措置要求」とは！

「措置要求」とはなんでしょう。地方公務員法第46条では次のような規定が定められています。勤務条件に関する措置の要求「職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。」として、勤務条件の改善を要求することが保証されています。そこで、労働安全衛生法の実施に向けて措置要求を行いましょう。措置要求を行えるのは条文にあるように職員とされており、個人で行うようになります。そのために、組合等団体では行うことはできません。

「措置要求」は、どこへ提出するの！

措置要求の用紙は、埼玉県人事委員会にあります。また、さいたま市はさいたま市人事委員会にあります。また、資料として、入れておきましたので埼玉県人事委員会へはそのまま使えます。提出先は県費教職員（さいたま市は除く）は、埼玉県人事委員会になります。提出に当たっては、同様の内容であれば一括の審理を要求することもできます。また、民法上委任行為が認められていますので、弁護士や他の職員に委任することもできます。記入は、次のようになります。

措 置 要 求 書				
平成 年 月 日				
埼玉県人事委員会様				
措置要求者 氏名 個人名 印				
地方公務員法第43条の規定に基づき、次のとおり措置を要求します。				
要 求 者	氏 名	個 人 名	生 年	年 月 日
	住 所	住 所 郵便番号 ()		
	所 属	A市立B小学校		
要 求 事 項	労働安全衛生法に基づく下記の諸事項が実施されていないので、A市教育委員会に実施するように勧告していただきたい。 1 要求事項 2 要求事項			
当 局 と 交 渉 し た 経 過 の 概 要	A年B月C日に労働安全衛生法の実施に向けて話し合ったが、解決はできなかった。 (話し合いがなければ未記入)			
要求の具体的事由				
参考例を見て記入する				

記入の仕方（例）

（要求事項欄）前文は例のとおり

衛生推進者について

- ・ 労働安全衛生法で定められている衛生推進者が選出されていない（規則第12条の4）
- ・ 〃 衛生推進者の氏名が掲示されておらず又周知されていない（規則第12条の4）
- ・ 〃

執務環境について

（規則第12条の4）

- ・ 労働安全衛生法で定められている照度検査が6月に1度行われていない。（規則第605条の2）
- ・ 〃 害虫の駆除等が行われていない。（規則第619条）
- ・ 〃 休養室が女子が30人以上いるにもかかわらずもうけられていない。（規則第618条）
- ・ 〃 便所が男女別にできていない（規則第628条）

救急用具について

- ・ 労働安全衛生法で定められている救急用具が備え付けられていない（規則第633条）
- ・ 〃 救急用具の内容が備えられていない（規則第634条）

健康診断

- ・ 労働安全衛生法で定められている健康診断の内容が行われていない（視力、体重、問診、心電図血液検査、）（規則第44条）
- ・ 健康診断が学校以外のところで行われており、そこに行くときのサービスが出張になっていない。（規則第44条）
- ・ 健康診断の結果、異常がでているにもかかわらず、2月以内に医師の適当な指示が行われていない。（規則151条の2）
- ・ 健康診断で、人間ドックを行いその結果を提示したが健康診断票に記入されておらず、適切な健康管理が行われていない。（法66条の1）
- ・ 健康診断で異常がでており、勤務時間等適当な措置を行わなければならないにもかかわらずそれらの措置が行われていない（法66条の7）

VDT労働

- ・ 学校に最近パソコン等が導入されてきているが、安全衛生教育が行われていない。（法59条の2）
- ・ パソコンを1日の中で行う時間が長いがそれに伴う健康診断が行われていない。（VDT労働に関する指針）
- ・ VDT労働に伴う「衛生指針」が教育委員会より示されていない。（ 〃 ）

衛生推進者

- ・ 本校では、職員が50人以下の職場ですが、衛生推進者が選ばれていない。また、選ばれていても氏名等が表示されておらず誰だかわからない。（法12条の2）
- ・ 衛生推進者が管理職であるが、その職務を行っていない。（法12条の2）
- ・ 公務災害が職場で起きたが、再発防止のための措置が執られていない（法12条の2）

安全及び衛生に関する意見聴取

- ・ 職員50人以下の職場であるが、今までに安全及び衛生に関する意見聴取が一度も行われたことがない。（規則23条の2）

衛生管理者等

- ・ 職員 50 人以上いるが、衛生管理者が誰だかわからず、職場点検を初めとして定められた職務を行っていない。(規則 11 条)

衛生委員会

- ・ 職員 50 人以上の職場であるが衛生委員会が設置されていない。また、衛生委員会も開催されていない。(法 18 条)

産業医

- ・ 職員 50 人以上の職場であるにもかかわらず、産業医が選任されていない。(規則 13 条) また、そのために職場巡視、健康診断の結果に基づく健康管理を保持するための措置、健康教育・健康相談など健康の保持増進を図るための措置、衛生教育に関すること、健康障害の原因の調査及び再発防止に関する措置などが行われていない。(規則 14 条)

などが、行政措置要求の労働安全衛生法に関わる内容として考えられます。
また、今までに行政措置要求を行ったもので、次のような勧告がされています。

行政措置要求の取り組んだ内容と勧告例

措置要求の内容	埼玉県人事委員会の勧告
・ 定期健康診断における要検診において、医師等からの意見聴取が行われていない。	・ 健康診断結果に係る医師からの意見聴取を第 51 条に基づき実施すること
・ 学校に O A 機器が導入されてきてはいるが、衛生基準・衛生教育が示され行われていない。	・ V D T 作業に関する労働衛生教育を を実施すること
・ 事務所衛生基準に基づく、気積、採光、照明、温度、湿度等定められた点検が行われていない	・ 事務所衛生基準規則に規定する点検項目のうち、6 月以内ごとに 1 回実施されていない項目があるので、これを実施すること

この他にも、「健康診断において身長、体重、視力の測定が実施されていない」「人間ドックを受診したために、その結果を提出していない。そのために健康診断票に結果が記載されていない」「V D T 作業にかかる健康診断が行われていない」「安全及び衛生に係る意見聴取が行われていない」と 4 点の勧告を要求したが、すでに実施されているということで却下されました。しかし、私たちは恒常的に行われていないということを要求してきたにもかかわらず、1 回勧告をするために実施すれば実施していると認定する態度にも問題があります。

労働者の申告について

労働者の申告とは！

「労働者の申告」という言葉を始めて聞く人もいませんか。労働者の申告とは、労働安全衛生法で定められている諸規定が実施されていない場合に、労働安全衛生法第97条によりその法律の実施を求めて監督権者へ申告できることができる規定です。また、これにより申告した人に解雇その他不利益な取り扱いをしてはいけないことも規定されています。

申告は誰ができるの

「労働者の申告」は上記の人事委員会への措置要求と違い、個人、団体で提出することができます。措置要求との違いは、措置要求は自分の職場との関係になるので自分の職場で様々な規定が実施されていない場合には要求が提出できますが、「労働者の申告は」自分の職場では実施されていても市町村内を見たときに、市町村の規定などに不備がある場合なども含めて申告ができます。ですから、組合等で取り組むことに市町村全体に要求が反映できます。以下に形式と参考例をのせますので、活用下さい。また、措置要求の内容も参考にして下さい。

参考例

申 告 書	
年 月 日	
市町村長 様 さいたま市人事委員会 委員長 様 申告者 所属・職名 氏名 電話	
労働安全衛生法第97条の規定により、次の通り申告します。	
事業所名	学 校 名
所 在 地	学校所在地
申告の内容	私の学校では労働安全衛生法に基づく諸規定が実施されていないので、第97条の規定により申告を行います。 申告事項は下記の通りである。 1. 本事業所では、労働安全衛生法第23条に基づく照明の測定など諸規定が実施されていない。 2. 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育が新規採用者に行われていない。 3. 労働安全衛生法第101条に基づく法令の周知が行われていない。 4. 規則第633条、第634条に基づく、救急用具が設置されていない。 5. 規則第151条の2に基づく2次検診について異常があった場合に2月以内に医師からの意見聴取が行われていない。 6. 学校にコンピューターなどOA機器が導入されたにもかかわらず、VDT基準が示されていない。

(書式例-23)

(措置要求規則2条1項)

措置要求書

年 月 日

埼玉県人事委員会委員長 様

措置要求者 氏名

㊟

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり措置を要求します。

要 求 者	氏 名	(ふりがな)	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	郵便番号 (-) 電話 - -		
	所属 部局	電話 - -	職	
要 求 事 項				
当し概 局た要 と径 交過 渉の				

(日本工業規格A列4)

1. The first part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

2. The second part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

3. The third part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

4. The fourth part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

5. The fifth part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

6. The sixth part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

7. The seventh part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

8. The eighth part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

9. The ninth part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

10. The tenth part of the document is a list of names and addresses, which are arranged in a table format. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

(注) 1 措置要求書は、正副各1通提出すること。
2 「当局と交渉した経過の概要」欄は、要求事項について、既に当局と交渉を行った場合にだけ記入すること。
3 適切な資料がある場合は、添付して提出すること。
4 措置要求書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出ること。
(日本工業規格A列4)

3 適切な資料がある場合は、添付して提出すること。

3 適切な資料がある場合は、添付して提出すること。

4 措置要求書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出ること。

(日本工業規格A列4)

日付：平成23年6月14日

ダウンロード

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年8月13日人事委員会規則11号の2）

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

昭和二十六年八月十三日

人事委員会規則一一一〇

（昭和二十六年八月十三日施行、昭和三十一年十月一日人事委員会規則一一一四、三十八年十二月六日一一一七、四十二年十月十一日一一一九改正）

埼玉県人事委員会は、地方公務員法に基き、勤務条件に関する措置の要求に関し、次の埼玉県人事委員会規則を制定する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十八条の規定に基き、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）、審査及び判定の手続並びに審査判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（措置の要求）

第二条 職員が法第四十六条の規定により措置の要求をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、左の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が記名押印して正副各一通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。

一 要求者の職及び所属部局並びにその氏名

二 要求事項

三 要求の具体的事由

四 要求者又はその者の属する職員団体が要求事項についてすでに当局と交渉（法第五十五条第十一項の不満の表明及び意見の申し出を含む。以下同じ。）を行なった場合には、その交渉経過の概要

五 要求の年月日

3 措置要求書に記載した事項に変更を生じた場合には、要求者は、すみやかにその旨を人事委員会に届け出なければならない。

（措置の要求の調査等）

第三条 措置要求書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求の内容等について調査し、その要求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、措置要求書に不備の点があると認められるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、要求者にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 人事委員会は、適当と認めるときは、第一項の決定を行なう前に、関係当事者に対して要求事項について交渉を行なうようにすすめることができる。

（審査等）

第四条 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、要求者その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類若しくはその写の提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

2 前項の事案の審査のため、人事委員会は、必要と認めるときは、口頭審理を行なうことができる。

3 人事委員会は、適当と認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、関係当事者間をあつせんすることができる。

（要求の取下）

第五条 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打切)

第六条 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等に因り事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等に因り事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第七条 人事委員会は、審査を終了したときは、すみやかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送達しなければならない。

(勧告)

第八条 人事委員会は、判定の結果、当該事項に関し権限ある当局に勧告するときは、書面でしなければならない。

2 人事委員会が勧告をしたときは、その書面の写を同時に要求者に送達するものとする。

(文書の送付)

第八条の二 文書の送付は、使送又は郵便によつて行なう。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在不明その他の理由により文書を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送付は、当該文書の内容を埼玉県報に掲載してするものとする。この場合においては、掲載された日から十四日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。

(雑則)

第九条 この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手続に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

施行日（昭和三十一年十月一日人事委員会規則一一一四）

昭和三十一年十月一日施行

施行日（昭和三十八年十二月六日人事委員会規則一一一七）

昭和三十八年十二月六日施行

附 則（昭和四十二年十月十一日人事委員会規則一一一九）

（昭和四十二年十一月一日施行）

勤務条件に関する措置の要求に関する細則（埼玉県人事委員会細則一一一二一一）は、廃止する。